

会 議 録

令和5年度第11回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和6年2月22日（木） 開会：午後1時59分 閉会：午後3時59分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出席 委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠彦 教育委員 前泊 直子 教育委員 平良 智枝子 教育委員 根間 玄隆	
事務局員	(教育部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：天久 珠江 (教育総務課) 課長：平良 文太郎 補佐兼係長：古謝 勝広 総務係長：我如古 千佳枝	
説明員	(教育部) 部長：砂川 勤 (学校教育課) 課長：与那覇 周作 主任主事：仲間あゆみ (教育総務課) 課長：平良 文太郎 補佐兼係長：古謝 勝広 調整官：長瀨 綾子 調整官：砂川 優昭 主事：砂川 元希	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について（令和5年度第10回定例会） 教育長報告	承認 承認
議案第40号	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	原案可決
議案第41号	宮古島市立小中学校職員労働安全衛生管理規程の一部改正について	修正可決
議案第42号	宮古島市教育委員会組織規則等の一部改正について	原案可決
議案第43号	宮古島市公民館処務規程の一部改正について	原案可決
議案第44号	財産の無償譲渡について	原案可決
そ の 他	令和6年度 当初予算（案）について	
そ の 他	令和6年度宮古島市未来創造センター長並びに宮古島市立教育研究所所長の任用について	
そ の 他	令和5年度小学校、中学校の卒業式の日程について	

会 議 録

大城教育長	<p>これより令和5年度第11回教育委員会（定例会）を開催致します。 本日は、全員出席です。</p>
大城教育長	<p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に根間玄隆委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「会議録の承認」です。 令和5年度第10回の教育委員会定例会の会議録です。</p>
大城教育長	<p>それでは、しばらく時間をおきますので、ご確認をお願いします。 ご質問や、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 質疑なし ）</p>
大城教育長	<p>ないようですので、令和5年度第10回定例会教育委員会会議録については、承認としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なし ）</p>
大城教育長	<p>それでは日程第2「会議録の承認」については承認といたします。</p>
大城教育長 教育総務課 平良課長	<p>次に日程第3「教育長報告」です。 事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 資料を読み上げて説明 ）</p>
大城教育長	<p>ただいま事務局から報告がありました。質疑などありましたらお願いいたします。</p>
前泊委員	<p>13日火曜日の「金芽ローカット玄米導入の実施に向けた協議」の内容を教えてくださいいただけますか。</p>
大城教育長	<p>金芽ローカット玄米が動物性脂肪の摂取欲求を抑制する効果があるということで、伊良部島小中学校で、期間限定で導入をして、データを取っていき</p>

	<p>いという宮古地区医師会からの依頼がありまして、それに向けての話し合いです。</p>
大城教育長	<p>他にありますか。</p>
根間委員	<p>17日の「宮古地域の派遣費問題と子どもの体験を応援するシンポジウム」の内容を教えてください。</p>
大城教育長	<p>石垣島で、子供たちの体験を保障する取り組みとして「応援祭」というイベントが開催されていまして、大会に派遣される子どもたちが経済的な理由でそれを断念することがないように、行政だけでなく、民間も応援していこうというイベントになります。それを宮古島市でも開催して、保護者の負担軽減が図れないか、子供たちの体験活動の保障ができないかということで行われたシンポジウムでした。私も出席しましたが、宮古島市の今の状況や、どのような支援をしているかということの説明させていただきました。</p>
根間委員	<p>ありがとうございます。</p>
大城教育長	<p>他にありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
大城教育長	<p>他にご質問がなければ、教育長報告について承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>それでは教育長報告については承認といたします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第4「議案第40号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
学校教育課 仲間主任主事	<p>「議案第40号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、提案理由、宮古島市立学校管理規則第19条の規定により、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱する必要があるため、本案を提出します。</p>

	(資料に基づき説明)
大城教育長	ただいま説明が終わりました。お手元の資料を確認していただき、質疑などありましたらお願いいたします。
中尾委員	これは、歯科医師会、薬剤師会からの提案があって、それで調整しての提案ということよろしいですか。
学校教育課 仲間主任主事	はい、こちらから配置の依頼文書を12月に出しまして、それに対して薬剤師会含めてお返事をいただいた内容のとおり案となっております。
中尾委員	今年度は、特段問題はないということいいですか。
学校教育課 仲間主任主事	はい。
中尾委員	ありがとうございます。
平良委員	関連して、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、子ども達や学校の健康課題を解決するために学校保健委員会が開かれていると思いますが、その参加状況などは、市では把握していますでしょうか。
学校教育課 与那覇課長	把握していません。学校によっては開催している学校もあれば、何かの委員会を含めて、保健委員会をやっている学校もあると聞いています。 こちらで開催状況の提出は求めています。
平良委員	学校によっては、ともに健康課題解決のために議論をしたくて、参加をお願いしても、なかなか学校医や学校歯科医、学校薬剤師の参加が得られないという現状があるようですので、何かの機会に、お調べになった方がいいのかなと思います。
大城教育長	わかりました。 出席状況等を確認して、もし課題があるということであれば、また、医師会、歯科医師会、薬剤師会に相談したいと思います。

大城教育長	他に質問などありますか。 (質疑なし)
大城教育長	特になければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
大城教育長	それでは、「議案第40号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は原案のとおり可決といたします。
大城教育長 教育総務課 長濱調整官	次に、日程第5「議案第41号 宮古島市立小中学校職員労働安全衛生管理規程の一部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いいたします。 「宮古島市立小中学校職員労働安全衛生管理規程の一部改正について」、提案理由としては、各学校に衛生推進者の配置について修正が必要なため、また、学校職員の健康診断受診について、労働安全衛生法において義務となっており記載追加の必要があるため、本案を提案します。 (資料に基づき説明)
大城教育長	ただいま説明が終わりました。お手元の資料をご確認していただき、ご質問などありましたらお願いいたします。
前泊委員	教育長に提出するという文言がありますが、今までも教育長に提出していますか。それとも新たにということですか。
教育総務課 長濱調整官	今まで、各学校に教育長名で希望調査を送って、それを返送していただいています。
前泊委員 教育総務課	結果ではなくて、健康診断をするかしないかの調査ですか。
長濱調整官	結果ではなく、これから受診するかどうかの調査です。

<p>前泊委員</p>	<p>「健康診断の結果を証する書面等（電磁的記録を含む。）を安全衛生管理責任者を通して教育長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。」と書いてあるので、例えば、市が実施している健康診断ではなくて、35歳以上は人間ドックの受診対象年齢になるので、現場では35歳以上は人間ドックを受けて、健康診断の代わりとしていたんですね。 その結果を教育長に提出することになるという解釈でしょうか。</p>
<p>教育総務課 長濱調整官</p>	<p>はい、そうですね、人間ドックは公立学校共済組合に委託をしていて、人間ドックの結果を、公立学校共済組合が各受診医療機関から取りまとめて、そのデータを市がいただくことになっています。そのデータを「電子的記録を含む」と表現しています。</p>
<p>前泊委員 教育総務課 長濱調整官</p>	<p>現在も受け取っているんですね。</p> <p>はい。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他に、ご質問はありませんか。</p>
<p>平良委員</p>	<p>とてもいい取り組みだと思います。ただ、改正について、「50人未満」の前の条文を削除していて、いきなり「50人未満」から始まっているので、他の表現の仕方がないのかなと思います。なぜなら、産業医とか衛生委員会とかの条文は、「法第何条の」という表現になっているので、もう少しスムーズな表記の仕方がいいのかなと思います。</p>
<p>教育総務課 長濱調整官</p>	<p>この7条の最初の表記を「法第何条の規定により」というのを入れた方がいいでしょうか。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>何かあった方がいいということですよ。</p>
<p>平良委員</p>	<p>根拠となるものというんでしょうか、他のところが全部、「法第何条の規定により」という表現から始まっているので、ちょっと気になるところです。 とても大事な取り組みで、いいと思うんですが、もう少しうまく表現できない</p>

<p>教育総務課 平良課長</p>	<p>のかなと思います。</p>
<p>教育総務課 平良課長</p>	<p>衛生推進者の配置については、法第12条の2の規定に、職員が10人以上50人未満の事業所に置くとなっておりますが、宮古島市は職員が10人以下の学校にも置いているので、こういう表現になっています。法第12条の2をそのまま入れますと、10人以上という文言を入れないといけないので省いています。</p>
<p>教育部長 砂川部長</p>	<p>平良委員がおっしゃっているのは、第6条、第8条、第9条も、「法第何条の規定により」という表現から始まっているので、何かしら最初に入れた方がいいのではないかとということですよ。</p>
<p>平良委員</p>	<p>突然「50人」ときているので、すごく違和感があるんですね。</p>
<p>教育総務課 平良課長</p>	<p>今までは法に基づいてやっていたんですが、この場合は、法以下じゃなくて法以上ことをやろうとしていて、こういう表現になってしまっています。</p>
<p>平良委員</p>	<p>それをうまく表現できないですかね。</p>
<p>教育部長 砂川部長</p>	<p>いきなり「50人」なので、例えば、「安全衛生推進者は50人未満の職員が勤務する学校に置くことができる」とか、何かしらの表現がないかということですよ。</p>
<p>教育総務課 平良課長</p>	<p>もう少し表現を考えて、事務局と調整ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>どうしますか。今定例会で決めるか、それとも事務局で調整をさせていただいて、事務局に一任していただくということでよろしいですか。</p>
<p>平良委員</p>	<p>はい。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他に何かご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>根間委員</p>	<p>今回の改正から、職員の方に義務付けをするという認識でよろしいですか。</p>
<p>教育総務課</p>	<p>もともと健診受診は義務ということは伝えていますが、規程に表記されてい</p>

長濱調整官	なかつたので、規程に入れることによって、「健診受診は義務であることが、この規程にも書かれているので、ぜひ受診してください」という呼びかけに繋がるかと思っています。
根間委員 教育総務課	受診率がすごく低かつたとかですか。
長濱調整官	受診率は、11月現在、人間ドックも合わせて、おおよそ83%ですが、やっぱり健康に仕事ができるといいなと思ひまして、ちゃんと受診をしてくださいという呼びかけをしていきたいと思ひます。
根間委員 教育総務課	受診率の向上をめざすということですね。
長濱調整官	そうですね。
根間委員	承知致しました。
大城教育長	他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 (特になし)
大城教育長	特になければ、第7条の冒頭に追記する文言に関しては、事務局に一任していただくということによろしいですか。 (異議なし)
大城教育長	それでは、「議案第41号 宮古島市立小中学校職員労働安全衛生管理規程の一部改正について」は、一部文言を修正した上で、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
大城教育長	次に、日程第6「議案第42号 宮古島市教育委員会組織規則等の一部改正について」を議題とします。 それでは説明をよろしくお願いします。

<p>教育総務課 砂川主事</p>	<p>議案第42号と議案第43号は内容が同じですので、まとめて説明させていただきます。</p> <p>「議案第42号 宮古島市教育委員会組織規則等の一部改正について」</p> <p>提案理由、定年引上げ及び役職定年制の導入に伴い、次年度より職名に「副主幹」を追加するとともに、各機関の例規中、職及び職務の規定を統一するには、関係例規を改正する必要があるため、本案を提案します。</p> <p>次に、「議案43号 宮古島市公民館処務規程の一部改正について」の提案理由です。定年引上げ及び役職定年制の導入に伴い、次年度より職名に「副主幹」を追加するとともに、各機関の例規中、職及び職務の規定を統一し、また、引用箇所の条番号を修正するには、関係例規を改正する必要があるため、本案を提案します。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>ただいま、議案第42号と議案第43号の説明が終わりました。お手元の資料をご確認していただき、質疑などありましたらお願いいたします。</p>
<p>平良委員</p>	<p>新たな職名と、職務内容が追記されておりますけれど、これは参考にしたものがあると思いますので、そこら辺を聞かせてもらっていいですか。</p>
<p>教育総務課 砂川主事</p>	<p>「副主幹」という職名につきましては、市長部局も同様の改正をするということで、教育委員会の規定においても「副主幹」を追加して整理をするように通知がきましたので、「副主幹」という職名にしました。部長級、課長級が管理職ということになりますが、「副主幹」は課長補佐級ということになります。市長部局の規定には、職務内容の記載はありません。教育委員会の規定で「副主幹」の職務内容は「上司の命を受けて課の担当事務を処理し、職員の担当事務を整理する」という書き方になっていますが、他の職務と調整して、「上司の命を受けて」という表現は、元々部長、課長級だった方の等級が役職として降格ということになりますので、「上司の命を受けて」という部分が重要になってくるということで、「上司の命を受けて」を追加しています。</p>
<p>平良委員</p>	<p>この職名というのは、市長部局を参考にしたということですね。</p>

教育総務課 砂川主事	参考というか、職名として揃える必要がありますので、揃えています。
平良委員 教育総務課 砂川主事	職務内容は、職名に沿った内容を協議をして決めたということですね。 そうです。
平良委員	ありがとうございました。
大城教育長	他に、質疑等はありませんか。
前泊委員	管理職というのは、市では部長、課長だけで、係長とかは管理職ではないですか。役職を失う人たちを「副主幹」として置くという改正ですか。
教育総務課 砂川主事	そうです。まず定年延長というのが、令和3年の地方公務員法の改正に伴って改正されたときに、原則、管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職と記載されています。これが、国が示している基準で、地方公務員もこれを準用してやるようにということで、宮古島市において管理職手当が支給されるのが、部長、課長級になりますので、そこから降格という形で課長補佐級の副主幹ということになります。
前泊委員	「副主幹」というのは、管理職であった方が働き続けるための役職みたいなことですね。これは、全ての部署におくわけではないですね。
教育総務課 砂川主事	そうですね、置かれる可能性があるということです。
前泊委員	わかりました。
大城教育長	他にご質問はありませんか。
平良委員	少し気になるのが、令和6年度から施行ということになっていて、予算措置は大丈夫なんですか。
教育総務課 砂川主事	給料については、今いる職員の人数で当初予算を組んで、4月に異動があり

<p>前泊委員</p>	<p>ますので、その後で、毎年9月に補正をするということになっています。</p> <p>学校現場は校長先生が退職なさる方もいっぱいいます。教諭に降格して仕事を続けるという方もいらっしゃいますけど、役所の管理職の皆さんは残られるんですか。</p>
<p>教育部 砂川部長</p>	<p>いや、そうではないです。そのまま退く方もいらっしゃいます。</p>
<p>前泊委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>他に質疑等はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>それでは、それぞれ確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>初めに、「議案第42号 宮古島市教育委員会組織規則等の一部改正について」は、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>それでは、「議案第42号 宮古島市教育委員会組織規則等の一部改正について」は、原案のとおり可決といたします。</p> <p>続きまして、「議案第43号、宮古島市公民館処務規程の一部改正について」も、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>大城教育長</p>	<p>それでは、「議案第43号、宮古島市公民館処務規程の一部改正について」も、原案のとおり可決といたします。</p>
<p>大城教育長</p>	<p>次に、日程第8「議案第44号 財産の無償譲渡について」及び、日程第9「その他 令和6年度当初予算(案)について」は、3月定例会に提出予定の案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>ご異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により、「議案第44号」及び「その他 令和6年度当初予算(案)について」の審議は秘密会にすることに決定いたしました。</p> <p>関係者以外は、退席をお願いします。</p>
	<p>(秘密会につき会議録省略)</p>
大城教育長	<p>ここで秘密会を解きます。</p>
大城教育長	<p>「議案第44号 財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決といたします。</p> <p>「その他 令和6年度当初予算(案)については、令和6年度当初予算資料のとおりといたします」</p> <p>「令和6年度宮古島市未来創造センター長並びに宮古島市立教育研究所所長」の人事案については、お知らせしたとおりとなります。</p>
大城教育長	<p>次に学校教育課より、本日お配りいたしました令和5年度卒業式日程表案についてご説明いたします。</p>
学校教育課 与那覇課長	<p>令和5年度の小学校、中学校の卒業式の日程が報告されております。告示を読み上げる割り当てを提案しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>小学校の卒業式期間が、議会中にあたりますので議会の合間をぬって教育長には行っていただきたいということと、部長2人が抜けられないということなので、指導主事で対応しております。以上です。</p>
大城教育長	<p>皆さんそれぞれご予定も入っているかと思いますが、ご確認いただいて、都合が悪い日などありましたら、お知らせいただきたいと思います。</p> <p>割り当て案のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。</p>

大城教育長	<p>「その他」で、他に何かありますか。</p> <p>(特になし)</p>
大城教育長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。 これで令和5年度第11回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">教育長 大城 裕子</p> <p style="text-align: right;">会議録署名委員 根間 玄隆</p>